

取引業者 各位



〒534-0014 大阪市都島区都島北通 2-23-7

TEL.06-6925-2567(代) FAX.06-6928-4020

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、この度インボイス制度導入に伴い、弊社仕様の請求書を変更させていただきました。つきましては、請求書書式及び記入例を添付させていただきますので何卒よろしくお願いたします。

加えて、弊社とお取引して頂く場合のお支払条件などを改めて次に記載いたしますので、今一度ご確認の上、ご了承いただきます様お願いいたします。

なお、こちらのインボイス制度導入対応請求書は令和 5 年度 10 月末日迄請求分よりご使用いただきます様、宜しくお願致します。

敬具

1. 支払条件・・・・・・・・・・末日迄翌々月 15 日支払 現金 50%手形 50%

原則上記支払い条件となりますが、打合せに依りこの限りではありません。

※1 月と 8 月は 20 日を支払日とさせていただきます。

2. 手形サイト・・・・・・・・・・支払日より 105 日

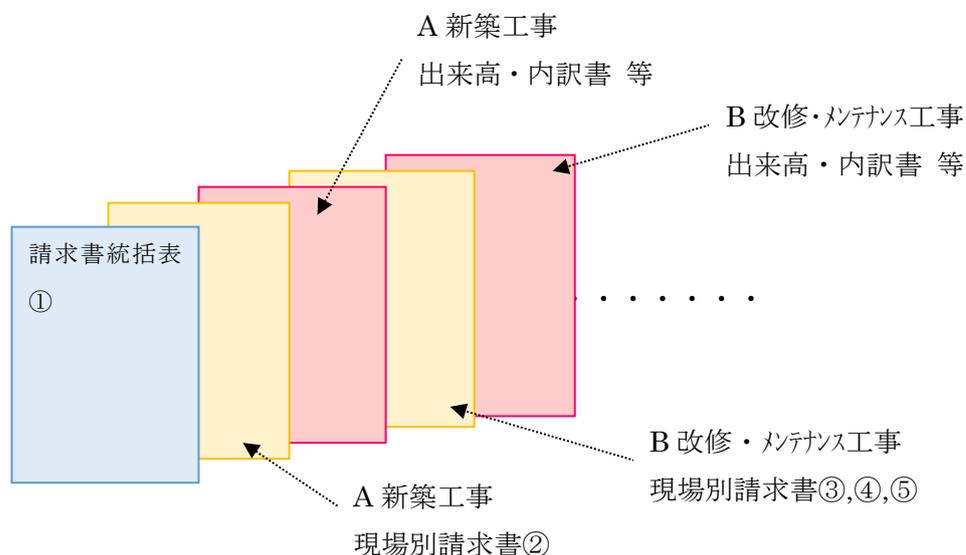
※手形郵送をご希望される場合は、御社からの領収書が届き次第の発送とさせていただきます。切手（519 円又は 404 円）貼付の封筒をご同封ください。

3. 請求書到着日・・・・・・・・・・毎月 7 日 必着（月末迄翌々月 15 日支払）

※必着日を過ぎる場合はご連絡ください、ご連絡なく必着日をすぎますとお支払が次月になる場合があります。

4. 相殺について・・・工事代金支払時に、支払い通知をご希望の場合は FAX 致します。
相殺が発生する場合は、お支払日の翌営業日に弊社より領収書が届きますので、御社から領収書の発送をお願い致します。

5. 請求書送付について・・・



請求書は上記の様に、一番上に請求書統括表①をその下に各現場別請求書②+出来高・内訳書等をその下に、別の現場別請求書③,④,⑤+出来高・内訳書等・・・の順で並べてください。

- ・現場別請求書②....契約工事及び契約工事の追加工事にご使用ください。
- ・現場別請求書③....メンテナンス工事・材料・廃材・リース代などにご使用ください。
- ・現場別請求書④....非課税分（高速代・駐車場代など）がある場合にご使用ください。
- ・現場別請求書⑤....軽減税率適用の商品などのご請求がある場合は消費税 10%の物と分けてご使用ください。

※現場別請求書②について・・・工事番号について不明の場合はこちらで記入します。
(その場合、現場名を正しくご記入ください。メンテナンス工事は施工日をご記入ください。)
新たな現場では発注時に工事番号をお知らせしますので必ずご記入ください。

6. 支払通知書について・・・希望の場合は必ず統括票①に FAX 番号を記入し、支払通知書の要を○で囲んでください。